

連合愛媛 2013春季生活闘争方針を決定!!

**7,700円/月以上引き上げ
35円/時以上引き上げ(パート時間給)**



連合愛媛は、2月21日(木)に愛媛県労働会館において「第25回地方委員会」を開催しました。当日は、連合本部より山根木総合組織局長をはじめ民主党の渡部幹事長、社民党の石川幹事長など多くの来賓をお迎えし、県内各地より構成組織からの代議員を含め80名が参加しました。

はじめに、木原会長は、「2013春闘を取り巻く情勢は、安倍政権がスタートし「アベノミクス」で経済立て直しのための3つの矢が放たれ、プラス傾向にあるとの見方もありますが、そんなに甘くはありません。また、成長戦略にある規制緩和がメインとなる施策が打ち出され、その諮問委員会のメンバーに竹中氏がはいっています。現状の貧困の格差拡大や雇用不安定化させた張本人です。このことから、再度、規制緩和へと舵が切られることが懸念されます。いずれにしても、2013春闘は我々にとって今までとは違った大きな方向転換の年とも言えます。この愛媛に働く仲間の生活底上げには皆さん方の交渉結果に掛かっています。粘り強い交渉をお願いします。」とあいさつしました。

その後議事に入り、(2012年10月～2013年2月)の活動報告を行うとともに、第46回衆議院選挙のまとめを報告し、全体で承認されました。

続いて、2013春季生活闘争の方針では、①具体的な要求額7,700円以上賃上げ、②パート労働者の時給35円以上賃上げ、③すべての労働者の待遇改善、等を確認し、地方委員会アピールを採択しました。

最後に、木原会長の音頭でガンバローを三唱し会を締めくくりました。

引き続き、「1000万連合」に向けた取り組みと題して学習会を行い、連合本部 山根木総合組織局長より連合の考え方等の提起が行われ、参加者と情報共有を行いました。最後に、各構成組織においても組織化・組織拡大の重要性を鑑み、取り組みの強化を行っていくことについて全体で確認し、学習会を終了しました。

2013春季生活闘争総決起集会

—連合愛媛春闘方針を参加者全体で共有—

連合愛媛は、3月2日(土)にひめぎんホール大ホール(1F)において、愛媛県内各地より組合員、家族、来賓等1,100名が参加し、「2013春季生活闘争総決起集会」を開催しました。

はじめに、木原会長より、「厳しい情勢ではあるものの、春闘要求実現に向けて、各組織が粘り強い交渉に取り組んでもらいたい。」と呼びかけた。引き続き、杉本事務局長から現状と課題の認識合わせと連合愛媛2013春季生活闘争の方針説明を行いました。

決意表明では、①民間労組代表としてJAM・松山ファクトリーサービス労働組合 執行委員長の古河繁生さん、②官公労部門代表として自治労愛媛県本部・青年委員長の西尾祥之さんが、中小地場組織の置かれた立場やそれぞれの立場で現状報告を行い、力強い決意を述べられました。

最後に、「総決起集会アピール」「3.8国際女性デーアピール」を採択したのち、木原会長の「団結ガンバロー三唱」で集会をしめくくり、市内中心部に向けデモ行進を行いました。



▲決意表明する古河委員長



▲決意表明する西尾青年委員長



▲春闘方針に耳を傾ける参加者



▲組合員、家族揃ってのデモ行進

① 具体的賃金要求について

1. 具体的な賃金改定要求について

① 連合愛媛傘下の各組合で、賃金カーブの算定が可能な組合は『維持分』を確保し、産別方針をふまえたうえで、a) 賃金カーブの是正、b) 1%を目安とした賃金の適正な配分、c) 格差是正、d) 時給引き上げ等によって、可能な限り賃金改善に取り組む。

② 賃金カーブ維持分の算定が困難な組合については、**7,700円以上**を要求額とする。これは、連合愛媛で実態調査し推計した、中小地場労働者1歳1年間平均間差額**3,900円**に、賃金改善分**2,400円**(※1)と格差是正分**1,400円**(※2)を加えたものである。

※1: 上記の賃金改善分2,400円は、表4-3の中小地場平均賃金額の1%相当額。

※2: 上記の格差是正分1,400円は、表5-1,3の35歳の全体と中小地場の第1十分位を比較し、中長期的に改善する額。(200,061円-186,572円=13,490円/10年=1,349円)

2. 生活保障水準(連合愛媛リビングウェイジ・仮称)の目標額

連合愛媛は、誰にでも最低限の生活を保障できる賃金としての「生活保障水準」を示す。その到達目標は、**時間額840円、月額139,000円**とする。

各組合は、生活保障水準をクリアできる全従業員対象の企業内最低賃金協定(時間額)と年齢別最低賃金協定(月額)の締結をめざす。

3. 格差是正のための水準(連合愛媛ミニマム賃金)の目標値

連合愛媛の地域ミニマム賃金については、

20歳(勤続2年)所定内賃金を**159,700円以上**

25歳(勤続7年)所定内賃金を**168,200円以上**

30歳(勤続12年)所定内賃金を**179,400円以上**

35歳(勤続17年)所定内賃金を**191,400円以上**

40歳(勤続22年)所定内賃金を**201,900円以上**

45歳(勤続27年)所定内賃金を**209,000円以上**とする。

各組合は、自らの賃金実態を点検し、この水準を下回る組合は計画的な是正をはかることをとする。

② パートタイマー等の賃金改定の取り組み

1. パート労働者の賃金引き上げ

① 時間給について、格差是正を含め**35円以上**の引き上げに取り組む。

② 各組合の実態に即した到達目標水準を設定し、その到達運動を推進する。

連合愛媛 第25回 地方委員会



▲議長団 左: 関代議員(私鉄総連)
右: 田村代議員(JAM)



▲提案を真剣に聞く代議員



▲学習会: 本部の考え方を提起する
山根木総合組織局長

『3.8国際女性デー』街頭行動を実施

～女性委員会役員が中心となって市民へアピール～

3月2日(土)、いよてつ高島屋前において連合愛媛女性委員会および青年委員会は、2013春季生活闘争総決起集会終了後に、「3.8国際女性デー」の全国統一行動として、街頭行動を実施しました。

当日は、女性委員会、青年委員会を中心約15名で、活動の象徴である「バラ」のソープとティッシュを850個セットで配布し、①男女が対等・平等で人権が尊重され、②すべての人にデーセントワークが保障され、③だれもがワーク・ライフ・バランスを実感し、④社会のあらゆる分野、とりわけ職場、労働組合における男女平等参画が普通の姿である、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざした連合の取り組みを県民・市民に力強くアピールしました。

参考 3.8国際女性デーの象徴は、賃金・労働条件向上を表す「パン」と女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」を掲げデモを行った。今も全世界で様々な行動が展開されている。

